

深井人事部長

人材採用の際に就労可能なビザの有無をきちんと確認する事が義務付けられ、仮にこれを怠り、従業員の不法就労が発覚すると、雇用者に制裁金がかかると聞いたのですが。

センターピープル

弊社でも調べてみましたが、確かにそのようなことが起きますと最高2万ポンドの罰金が課されるようです。

深井人事部長

弊社は欧州域外でのビジネスも展開していますから、一定数の欧州域外の人材の採用もしています。そうしますと、この辺りのチェック機能がしっかり出来ているか再点検が必要かも知れません。

最近あった事例で、このルールを遵守している企業に応募された方が、英国で就労できるビザをお持ちであるにも関わらず、それが現行のパスポートではなく有効期限切れのパスポートにスタンプされてあった為、採用決定を無効にされたという話も聞いています。その内容の一部は下記からお読みいただけます。

“ビザ情報”

[前号の会話はここを“クリック”](#)



そのときお役に立ちます！

センターピープルの人材紹介部門にすぐにコンタクトを（英国、欧州）

電話 : +44(0)20 7929 5551

メール : japan@centrepeople.com